

進路だより



決める力・見る 聴く 感じる力・伝える力
つながる力・やる気 元気
発行日：第1号 令和5年7月25日

進路だよりは、進路支援全般にかかわる情報提供や、各ステージのニーズに応じた具体的な取組などの発信を目的に、年3回の発行を予定しております。福祉サービスや事業所に関する情報提供のほか、卒業後に向けた具体的な取組等についても触れ、情報を共有していきたいと考えます。

高等部では、生活体験実習が3年生からスタートしています。この実習では、卒業後の生活をより具体的にイメージできることを目指して、居住区を拠点としたご希望の事業所での実習となるよう調整し進めています。小学部、中学部においては、小学部高学年、中学部全学年のご家庭を対象に、5月の懇談前に進路アンケートを実施し、進学、進路についての意向を確認させていただきました。「どのように進路を進めたら良いか?」「今すべきことは何か?」など、進路に関する率直なご意見やご質問もいただき、「進路」についてあらためて考えるきっかけの一つとなったのではないかと思います。今後も、各ステージに応じた進路説明会などを計画していますが、進路に関するご質問などがございましたら、担任または各学部の進路支援担当者までお気軽にお問い合わせいただき、進路支援をより充実したものにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度 進路支援部 8名 よろしくお祈りします!

【進路支援部長】

日光



【小学部】

千葉



大垣内



【中学部】

熊倉



佐藤



【高等部】

大釜



野上



【訪問教育部】

宮崎



今年度も、引き続き、全体を日光が担当します。なんでもご相談ください!

ご存じですか?

地域めぐもりサポート事業

*地域めぐもりサポート事業とは、日々の生活の中で支援を必要としている障がいのある方（利用者）と、お手伝いをすることができる地域の方々（地域サポーター）をつなぐために取り組む札幌市独自の事業（地域住民による有償ボランティア）です。

《主な支援内容》

- 家事支援（掃除、調理、洗濯など）
- 外出支援（学校・通所施設への送り迎えなど）※車を使わないもの
- 育児支援（遊び相手、見守りなど）
- その他暮らしの支援（代筆・代読、雪かきなど）

1回の支援（1時間半程度）につき、500円の支払いが生じます。

○まずは、お住まいの区の「地域めぐもりサポートセンター」までご連絡を!

地域めぐもりサポートセンター

【中央区・豊平区・清田区・南区】

社会福祉法人あむ
住所：中央区南9条西13丁目1-40
電話：206-6511
FAX：206-6229
E-mail：nukumori@amu.or.jp

【北区・西区・手稲区】

社会福祉法人HOP
住所：西区二十四軒4条6丁目3-4
電話：632-7076
FAX：632-7066
E-mail：nukumori@hop.or.jp

【東区・白石区・厚別区】

社会福祉法人えぼっく
住所：厚別区上野幌3条4丁目1-12
電話：895-8010
FAX：893-2131
E-mail：nukumori@epoch.or.jp

事業所案内

重症児デイサービス Nico(にこ)

○2022年6月開所

○看護師・機能訓練士・保育士・または児童指導員を配置

○重度心身障害児・医療的ケアを必要とするお子様を支える手厚い人員体制

○入浴サービス・送迎サービス有り

住所:札幌市豊平区平岸6条13丁目3-30 平岸パールハイム1階



生活介護事業所 はぴるん

○2023年2月開所

○調理実習(週1回)、音楽療法(月2回)

○送迎・余暇(外出、外食、行事など)の支援有り

○作業支援(軽作業で工賃支給あり)

住所:札幌市清田区清田2条1丁目1-7 ハナブサビル105



新規開所情報についても今後掲載していく予定ですが、新事業所にかかわらず、気になる事業所等がありましたらお気軽にお尋ねください。

元気さーち

札幌市障害福祉サービス事業所等
空き情報ホームページ

🔍 空き情報を検索する

「元気さーち」では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所や移動支援事業所、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所や相談支援事業所の空き情報を検索することができます。札幌市の区ごとにに関する情報を検索することができますので、事業所を選択する際の参考にさせていただきます。



各学部玄関ホールに事業所に関するお知らせや通信等を掲示しています。高等部1階廊下には、本校の進路に関する広報等も掲示しています。随時更新していきますので、ぜひご覧ください！

体験利用について

高等部3年生の夏休み、冬休みなどの長期休み期間中の生活介護の体験利用が可能です。体験利用は任意ですが、事前(約2ヶ月前)に役所での手続きが必要となります。利用日の調整や手続きに関することは、相談事業所(保護者)一事業所間で行うことになっています。誕生日や自治体によって、手続き等が異なる場合もありますので、障がい保健福祉課または相談支援事業所にご確認ください。